

令和7年度 第3回 文京区地域包括ケア推進委員会 記録

日 時：令和7年9月24日（水）午後1時30分から午後3時29分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 高齢者等実態調査の調査項目について
- (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について
- (3) 白山四丁目国有地における地域密着型サービスの整備について
- (4) 旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物の貸付けに関する事業者の選定結果について
- (5) 令和6年度地域ケア会議実績報告について
- (6) 令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

3 その他

委員から事前にいただいた意見について

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡公一委員長、飯塚美代子副委員長、井上博和、今井瑠璃、萩野礼子、新井悟、
宮長定男、木村始、瀧口美千代、諸留和夫、大橋久、石樵さゆり、
小倉保志、細谷富男、片井健友、太田道之、岩波康人

<事務局>

篠原福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、鈴木地域包括ケア推進担当課長、佐々
木介護保険課長、佐藤事業者支援担当課長、大武健康推進課長

<傍聴者>

18人

1 開会

<鈴木地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況報告、配布資料の確認>

2 議事

平岡委員長：それでは、第3回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

議題の1、高齢者等実態調査の調査項目について。事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第1号の説明>

《意見なし》

平岡委員長： それでは、議題2「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

<佐藤事業者支援担当課長より、資料第2号の説明>

宮長委員：【資料第2号】項番1の事業所の廃止の点で伺いたいんですが、理由としては人員不足となっていますが、区で把握している状況の中で、文京区のこの地域密着型の通所介護の利用状況というのは、どうなっていますか。地域密着型の場合、苦戦をしているという事実は一般論としてもないのかどうかというのを伺っておきたいと思います。

佐藤事業者支援担当課長：まず、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護につきましては、定員が空きの状況というのが幾つか出ております。しかし、待機されている方もいらっしゃるというような状況もございます。

それから、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、定員29名のうち

空きが4、待機はいないという状況です。

それから、認知症型グループホームにつきましては、少数の空き状況があるという一方で、待機をされている方も多数いらっしゃるという状況もございます。

地域密着型通所介護につきましては、区のほうで把握をしておりません。ただし、今回、人員不足による廃止ということでございまして、ほかの事業所でもなかなか人員確保が難しいという話は聞いているところです。

それから、デイサービスについては、希望される方が結構多く、特に入浴を希望される方が多いということで、なかなか空きが出ないという状況も聞いております。

平岡委員長：地域密着型サービスについては、定期的にこの委員会でも実績を報告していただいているかと思うんですが、詳細は把握できていないということですが、一応、実績としてはどうでしょうか、多少、空きがあるということで、つまり、この一つの事業所が廃止をしても利用者が困ることはないという理解でよろしいのかどうかですね。

佐藤事業者支援担当課長：そうですね、利用ができないというようなお話を聞いてございませんので、利用に対しては適切にご希望されている方の紹介はできている状態かと思います。

平岡委員長：次は議題3「白山四丁目国有地における地域密着型サービスの整備について」です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<佐藤事業者支援担当課長より、資料第3号の説明>

細谷委員：【資料第3号】項番2の施設整備内容ですけれども、グループホームと小規模多機能型居宅介護と区民要望のあった設備・機能、地域交流スペース、屋外広場、これを同時に併せ持つという方向で考えられているということでおろしいでしょうか。

佐藤事業者支援担当課長：はい。国の敷地に入る建物ということ、地域交流スペースについては施設の一部を、基本的には運営をする事業者につくっていただいて、地域の方に活用していただくというような形で進めさせていただきます。

細谷委員：もう一点、今後のスケジュールで、令和8年1月に国へ貸付相手方として選定事業者を推薦するということですが、既に区内では選定が始まっていますか。

佐藤事業者支援担当課長：先週から、公募をスタートさせていただいておりまして、区のホームページで案内をしているところです。既に幾つかの事業者からは問合せをいただいておりまして、ご案内をさせていただいている状況です。

細谷委員：そうすると令和8年1月の委員会で決定の報告がいただけるような形になりますか。

佐藤事業者支援担当課長：そうですね、タイミング的に決定しているようであればご報告をさせていただきたいと思っております。

宮長委員：一つは、国がなぜ貸付けをしているのか。これは文京区としては払下げを求めるというようなことにはならなかったのかどうか。

もう一点は、あそこの地の利から言うと、二方向たしか道路に接して、区道に接していると思うんですが、いずれも6メートルの幅員を擁していないように私の記憶ではあるんですけども、そうなった場合には、建蔽率が6割じゃなく7割になるという点があって、そうした場合に日影規制とかいろんなことで建物の位置をどこに置くかみたいなことも影響してくると思うんですが、その辺は6割のままで、10%増しの隅切りをして2メートル底辺の隅切りをした場合の10%増しというのは適応にならないですか。

佐藤事業者支援担当課長：まず、国のはうから払下げのほうがなかったかどうかということですが、実はこの土地は、国の留保財産と指定をされておりまして、国が今後のことを考えて國のものとして残すと、貸出しをするというような形で聞いてございます。それに対して、区の課題に対して、こういった事業をやりたいということを伝え、認めていただいて、50年間の貸付けという形になります。

あと、建蔽率との関係ですけれど、一応、ここは留保財産という形のため、開発等ができないです。ですから、道路等の関係も二方向で6メートル、5.9メートルの道路と接しているというような形になっておりまして、一応建蔽率は60%と聞いています。まずは、事業者と共にグループホームと小規模多機能型居宅介護の運営がしっかりとできるような形を整えた上で、区民の要望に応えていく形に

なると認識しております。

佐々木介護保険課長：面積の留保財産の関係について補足です。国有地の活用については、買取りと借地等により行われていますが、国において、1,000平米以上の場合には定期借地として活用、1,000平米未満は買取りというパターンも出てきます。この土地については1,000平米を超えてるので、定期借地という取扱いになっています。

宮長委員：文京区には幾つか裁判所の官舎がありますから、今後もこういう問題が出てくる可能性はあると思います。ですから、区民の要望も応えてできるだけのことはやるというふうになりますけど、建築業法上の規定等は調べておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、借地権、定期借地も50年というのは、なかなか大変ですね。将来を見越して50年を有効に使えるような手立てを講ずる、そういう提案を受けていただきたいなというふうに要望します。

片井委員：高さはどうなのでしょうか。

佐藤事業者支援担当課長：高さ制限につきましては10メートルという形になっております。

今回、募集につきましては、2ユニット以上を公募いただくというような形で予定をしておりまして、2ユニット以上で15名以上、3ユニットで25名以上という形の公募をかけている状況です。

諸留委員：認知症高齢者グループホーム（以下、「グループホーム」という。）に入りたい人の人数というのは把握できていますか。

佐藤事業者支援担当課長：高齢者・介護保険事業計画に基づきまして、2040年末230人の利用が見込まれているということで、今、準備をし、施設のほうを増やしている状況になります。

今現在、利用定員といたしましては158名の登録をいただける施設のほうを準備しており、今回、この白山四丁目と同時に進んでいる小日向の国有地のグループホーム、この二つの施設が完成をいたしますと、少なく見積もっても191名の登録定員のほうが施設としては運営が開始されるというような状況になります。そのため、見込み人数にはまだ、足りていない状況です。

諸留委員：どうやって、自主申告で決めるんですか。一次申告の時、グループホ

ームで生活したいという希望数を取っているんですかね。

佐藤事業者支援担当課長：介護認定を受けていただいて、ご本人の状態等が、地域で生活をする上で、グループホームに入られたほうがいいというような状況であれば、ケアマネジャーを通してグループホームのほうにお入りいただくというような形になります。無理に入れるということではなくて、ご本人の状況やご家族の状況を見て、入居を決めていただく形になります。

平岡委員長：次は議題4「旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物の貸付けに関する事業者の選定結果について」です。それでは、ご説明をお願いいたします。

<佐藤事業者支援担当課長より、資料第4号の説明>

今井委員：現在、文京歯科医師会の萩野委員と、その他数名の歯医者で特別養護老人ホーム文京千駄木の郷（以下、「千駄木の郷」という。）の利用者さんの口腔ケアに伺っています。

施設長のほうから、3月いっぱい事業者が変わるという説明は聞いているんですけど、そこで、歯医者の立場として一番気にしているのが、現在ケアをしている入居者の方をそのまま私たちが継続してケアできるかというところなんですね。事業者が変わることで、今まで文京及び小石川歯科医師会で担当して、介入して口腔ケアができていたものが、新しい事業者で使っているところがあるので結構ですという形で断られてしまふと、私たちが責任を持って診ていた区民の方の健康についても心配です。別の施設では口腔ケアを毎週受けていたと家族は認識していたが、実際は受けられず口腔状況が悪化してしまった事例がありました。文京区内の施設はほとんどが区民の方が利用されるわけですから、みんな家族の人は地元の先生がそのまま診てくれていると思い込んでいますね。

なので、改めて、医師会、歯科医師会、薬剤師会と区みんなで、少なくとも文京区内施設を利用してくださっている区民の健康を守るという責任において、新しい事業者さんに指導していただきたいという、要望です。

佐藤事業者支援担当課長：新しい事業者と現在の事業者の打合せはこれからにな

りまして、地域の皆様と運営をしていく上では連携は必要であり、区も入りまして引継ぎをさせていただきますので、その辺についてはお伝えをさせていただきたいと思っております。

宮長委員：たまたま文京区の場合は白山の郷と千駄木の郷と、矢継ぎ早に従来の運営事業者が撤退ということになりました。そういう点で、今回、この選定委員会を設けて選定をしたということで、そこは厳密にやられたというように思っていますけれども、二つの運営事業者も撤退という状況を踏まえて、どういう基準で今回は選定をした、教訓に学んで対策を打ったという点がありましたら教えていただきたいと思います。

佐藤事業者支援担当課長：現在、千駄木の郷の運営は続いているため、利用者を優先することと、円滑な事業者の引継ぎというところ、それから、人材確保が介護業界全体で不足をしていますので、職員の処遇の確実性等を中心に審査をさせていただきました。

今回、選定をさせていただきました奉優会につきましては、世田谷区に本部がありまして、複数の事業、特別養護老人ホームですと23区内で17か所、それから在宅サービスセンターですと36か所運営をしているといったところで、引継ぎ等も経験をされています。それから、千駄木の郷は今後、計画の段階ですが、大規模改修も予定しておりますので、そういったところも含めて、大規模改修の経験もあることも、役に立つのではないかというような提案をいただいています。

平岡委員長： 続きまして、議題5「令和6年度地域ケア会議実績報告について」です。事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長から資料第5号の説明＞

岩波委員：地域個別会議について、今回、三つのテーマが出ていますけれども、もう少し多いのかなと思っています。例えば、金銭的な問題やヤングケアラーの問題は議題に挙げられていないのでしょうか。できれば三つだけじゃなくて、あればあっただけ、委員会に出していただきたいと思いまして質問させていただきました。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：今、お話をあった金銭面やヤングケアラーの問題というのは、必ず、区の中には存在していると認識しております、個別ケースが多いため、今回は、抜粋ということで、重層的支援としてまとめております。今後、もう少し詳しく検討状況等を委員会でもお伝えできればと思います。

岩波委員：全体の会議ですので、どこまで細かくということは言いませんけれども、検討状況を踏まえた意見が出てくれればいいと思っております。

平岡委員長：今回は、地域ケア会議は、どういう活動をしているかということの報告をしていただいて、かつ、従来よりも分かりやすく第1層、第2層、第3層の会議の役割で、大体どんなものが典型的な検討のテーマなのかということを上げていただいたのかと思います。

岩波委員のご指摘の点は、この会議がこの全体構成の図式の中でも第1層の部分を担っている委員会でもありますので、第2層、第3層のところで出てきた課題を、区の政策につなげるためにも、もう少し具体的な課題について報告をしていただいて議論をしたほうがいいのではないかというご意見だったと思いますので、基本的なこの仕組みの理解が共有されたということを前提にして、また、別の機会に、委員会として検討すべき課題などについて議論する機会をつくっていただけるといいと思っています。

小倉委員：この地域ケア会議、私は時々参加をさせていただいているけれども、区の方、それから地域包括支援センターの方、そして介護事業者の方、社会福祉協議会の方が一生懸命起こっている出来事、そして自分たちで何ができるか、どこまで介入できるかということを真剣に考えて議論しているんです。第1層のこの会に報告できることは僅かですけれども、意見を寄せ合って、考えているという現状があることを、この機会に報告させていただきたいと思って述べさせていただきました。

平岡委員長：続いては、議題6「令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」です。事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長から資料第6号の説明＞

《意見なし》

平岡委員長： それでは、この件につきましては、本委員会の承認が必要ということですので、これについては、承認という扱いとさせていただきます。

3 その他

平岡委員長： 委員から事前にいただいたご意見についての取扱いにつきまして、事務局からご説明をいただくことになっております。よろしいでしょうか。お願ひいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長から委員からの意見の取扱いについて説明＞

鈴木地域包括ケア推進担当課長： 片井委員から事前にいただいた質問につきまして、防災危機管理課等に確認をしてお答えできるものがございましたので、説明させていただきます。

まず、避難指示発生時の文京区内の避難支援者の状況報告についてですが、在宅介護対象者数は約5,000人というふうに見込んでおります。こちらは地域包括ケアシステムより抽出した介護サービス受給者数のうち、在宅受給者数というところで抽出した人数が約5,000人というところでございます。

続いて、避難所へ自分で単独では避難できない方の数になりますが、こちらについては防災危機管理課で避難行動要支援者数というのを把握しております、約4,000人が登録されている方の人数になります。

そのうち、避難行動要支援者の中で要介護3、4、5の方は約半分の2,000人というふうに把握しております。

続いて、対象者への避難支援の有無についてなんですが、避難行動要支援者はありというふうに伺っております。

また、各避難所での車椅子、盲導犬、介助犬の受け入れ状況ですが、避難所33か所文京区内にはございまして、車椅子は1か所当たり5台整備をしております。

身体障害者補助犬との同伴避難について、要配慮者と共に個別のスペースで生活していただくことを想定しております。避難所に個別スペースが設けられる予

定です。それ以外の同伴避難については、様々な方が限られたスペースを共有する避難所において、現在は難しいものと考えております。というような回答をもらっております。

片井委員：他県の情報ですが、身体障害者補助犬と分かるように背中につけるものを用意している市町村もあるので、運営をまねしていただければうれしいです。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：危機管理課等へも共有させていただきます。片井委員からもう一件、通所施設の送迎ドライバーに関する安全管理の状況把握についてということでご質問をいただきしておりますので、続けて回答させていただきます。

介護サービス事業者に対しては、介護保険法の規定における人員、設備、運営に関する基準に基づき、運営指導、集団指導等を実施しているところでございます。各指導の際には、ご質問をいただいております事業所送迎ドライバーのアルコールチェックに関する実施状況ですか書面の内容等について、各基準の中では明確に定められた事項がなく、具体的な把握までは現状、行っていないですが、利用者の安全確保のために、各種法令遵守というところで、日頃から従業者の体調管理等も含めた事故防止対策を徹底するよう、事業者への指導、助言等を行っております。

片井委員：ぜひ、ちゃんとチェックして、年に1回は提出義務等、前向きに検討していただければと思います。

岩波委員：福祉事務所の介護ドライバーは福祉事業所の職員であるのであれば、認知症基礎検診が必要なんじやないか。介護ドライバーは介助もするのかなと思い、確認をさせていただいた次第です。

瀬尾高齢福祉課長：基準は明確にお答えできる状態にないので、今、やはり人手不足というところもあって、ドライバーがドライバーだけの仕事をしていないというのを聞いています。実際、介護に従事している職員が、送迎もしているというのを聞いています。

研修は必須ですので、基礎的な知識を持っている方が従事しています。

また、区としては法令に遵守した指導を介護事業所に対してしていますが、アルコールチェックを義務づけるような手続は、区単体ではできないというふうに

思っています。周知啓発はできるんですが、一定以上の基準にプラスした負荷は自治体単体としてはかけられませんので、ここはそういった、もちろんそういう逸脱行為がないようにというのは周知啓発等を皆さんのご協力でやっていきたいと思っております。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：岩波委員から前回いただいた文の京ケアマネ会（以下、「ケアマネ会」という。）について、回答させていただきます。

ケアマネ会はよりよい介護サービスのために区内で活動するケアマネジャー同士が、情報交換ですとか課題検討を行うために自主的な研さんの場として開催していると認識をしております。

会の運営については、区は直接関与していないく、ケアマネジャーの皆様の自主性というところに任せており、運営方針については会の中で判断いただいて決定していくものというふうに考えておりますので、現在、区としての要望を通すことは、難しいということで回答させていただきます。

岩波委員：文京区は地域密着型の施設において、要介護3から5の方が少なく、施設に送り込まれている印象を受けており、その中心となる介護支援専門員が安易に施設に送り込むというのはいかがなものかと思います。区民の介護支援専門員も入れ、幅広い意見を取り入れた、ケアマネ会をつくったらいかがでしょうかという要請です。高齢者あんしん相談センターが携わっているという資料が出されたので、要請します。

平岡委員長：区からは、形式的なケアマネ会の運営に関する原則の問題としてお答えいただきましたが、今、具体的に岩波委員から、高齢者の施設入所をめぐる課題として重要な問題提起をいただいています。委員会で取り上げて議論してもいいテーマでありますので、今後も、そのようなご意見は積極的にご発言いただければと思いますし、区の政策、計画に関わる問題でもありますから、それはまた別の機会にぜひ議論する機会を議題として設けていただくといいのではないかと、思います。

瀬尾高齢福祉課長：ケアマネ会がやっと発足し、自主的な活動としてやっていただくということで、包括のほうは区の委託先の職員ではありますが、専門職員として、ケアマネジャー同士、文京区のケースに関わっている方ということで話していただいている。この委員会は意見を言っていただく機会ですが、決

定する機関ではございませんので、様々な意見をいただいて、その結果、区がどうするかというのは一定決めさせていただきたいと思います。また、時期を待っていただきたいというのもありますので、今後動きがありましたら、報告をしていきたいと思っております。

岩波委員：区としてはどう思っているかとお聞きしたいです。

瀬尾高齢福祉課長：否定するものでもなく、いろんな人の意見が入ったほうがいいという考えは確かにあります。ただ、区とケアマネ会は上下関係があるものではないと思っています。そのため、今のケアマネ会メンバーの方々が今はこうしたいということであれば、区として、無理強いはしませんが、こういう意見も出ていますという本委員会で出た意見は伝えます。これは、介護事業者と区との関係も一緒で、介護事業者さんも一応区としては法律に基づいて指導、監督、監査する立場ではあるんですけど、同じ介護を正しくやっていくための共通の間柄と思っていますので、そこはこれからも話し合っていきたいと思っています。

平岡委員長：では、次の委員会の日程について、事務局からお願ひいたします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：次、令和7年度第4回は令和8年1月中に開催を予定しておりますので、また、ご連絡をさせていただきます。ありがとうございました。

4 閉会